

# 教育黒書

宗像誠也・野村平爾・宮之原貞光編



# 教育黒書

宗像誠也・野村平爾・宮之原貞光 編

労働旬報社



## はじめに

去る五月の末に、文部省は小学校の新しい学習指導要領案を発表したが、このことを報道した六月はじめの新聞は大部分が批判的であり、双手をあげてその趣旨に賛意を表明したものは一紙もなかった、といつてよい。教育のあり方に重要な意味をもつこの種の問題が、ほとんどの新聞で批判的にとりあつかわれたことは最近ではめずらしいことであつた。

このことは、指導要領の改定が一九七〇年以後の教科書の内容を「国防・国家意識高揚の教育」に象徴される反動的・軍国主義的なものに大きく変えていき、教育を日本の政治、経済、社会の軍国主義化と反動化との道具にしようとする政府の意図が、かつてないほど露骨にあらわれていたからである。これでは新聞としても手ばなしで文部省がいう「改善」などと報道することができないものではない。

しかし、大方の新聞報道が批判的であつたということは、指導要領の改定案が危険な方向を露骨に示していたというただけからではない。もっと根源的には、今日の教育の現実、子どもの状況にたいする、国民の広範な危惧の念が反映したのではあるまいか。

子どもが無気力・無感動になり、自己主張もせず、学習や遊びに意欲的・主体的でなくなつてきている状況、友人と力をあわせ、助けあつて集団のなかで自分を高めていくのではなしに、友人と競争し、自分だけが競争にかち

ぬいていくことを学習のめあてにしているような状況などについて、多くの教師や父母が疑問を感じるだけでなく、なんとかそのような状況を変えなければならぬと考えてきている。

今日、教育の荒廃、生徒の荒れは、全国津々浦々の学校に多かれ少なかれおよんでいる。その現実にたいする教師と父母の批判と、その現実を変えようとするとりくみも、ようやく各地の学校と地域に広がりはじめている。子どもたちの真にいきいきとした活動をねがい、子どもたちの豊かで明るい将来を期待することは、日本の将来を平和で安全な、独立と民主主義とを達成した社会にいく国民の政治へのとりくみと深く結びついている。そして、それは、圧倒的に多数の勤労国民大衆の自覚と闘争によってしか実現することはできない。

私たちは、今日までの広範な教師と国民大衆の平和と民主教育へのとりくみが、いよいよきびしくなる教育の反動化・軍国主義化の攻撃に反対してたたかうなかで、いっそう大きく前進することをねがっている。本書はそのようなたたかいの一助となるためにつくられたものであり、平和と民主教育の発展にとりくんでいる教師と国民大衆のたたかいに積極的に参加していこうという私たちの決意の表明でもある。

私たちは、この書物で、何よりも荒廃させられている教育の現実と問題点をえぐり出し、それをひきおこしている根源を明らかにし、その事態をもたらしている反動的な政策と危険な政治の動向とを教師と国民の立場から告発しようとする努力した。全国各地域、各職場における今日までの教師と父母の多様なとりくみの成果は、私たちのこの仕事にとって大きな励みでもあり、また、支えでもあった。

本書の草稿の執筆には、深山正光（国民教育研究所）、木下春雄（国民教育研究所）、尾山宏（弁護士）、徳武敏夫（歴教協）、望月宗明（日教組）、永田伝（日教組）、柳沢明朝（労働旬報社）の諸氏が参加した。また、出版にあたっては、

労働旬報社編集部の石井次雄、佐方信一両氏に多くの助力をえた。これらの方々に厚く感謝の意を表したい。

一九六八年八月一五日

宗像 誠也

野村 平爾

宮之原貞光

はじめに……………1

教育基本法体制と安保教育体制……………15

教育の反動化・軍国主義化と教育労働者……………21

野村 平爾……………21

平和・民主教育の確立を……………27

宮之原貞光……………27

## 第一章 今日の教育の反動化と軍国主義化

—そのイデオロギーと現われ方の諸側面—

I 佐藤内閣と「国防教育・国家意識高揚教育」……………35

1 「国防と国家意識教育」の強化を基本に(35)

2 「明治百年」と強まる自民党・財界のイデオロギー攻勢(39)

3 「国防・国家意識教育」強化の背景——佐藤・ジョンソン会談をめぐって(42)

4 エスカレートされてきた教育の反動化・軍国主義化(45)

5 平和と民主主義教育をめざす教師と国民(47)

II 「期待される人間像」……………50

—教育の反動化と軍国主義化の憲章—

1 「敬君愛国」と「期待される人間像」(50)

2 「期待される人間像」は誰が誰に何を期待するのか(53)

3 「期待される人間像」が説く日本人の課題と期待像 (57)  
「当面する日本人の課題」とは (57) …… 「日本人にとくに期待されるもの」とは (59)

4 大國主義・國家主義の強調と平和・民主主義の否定 (62)

「天皇への敬愛」と大國主義的「愛國心」 (62) …… 権利意識をねむりこませる「心がけ主義」 (64) …… 「民主主義」の名による反共・反社会主義 (65)

5 その本質は明らかである (66)

### III 「期待される人間像」の期待する子ども物のみ方考え方 …… 68

—— 「二十一世紀の日本」入選作品集から

1 「二十一世紀の日本」入選作品集 (68)

2 高校生論文の「明治百年」と「愛國心」・「大國主義」 (70)

文部大臣賞論文——「日本の道」 (70) …… 無謀な戦争をも止むをえなかつたとする歴史認識 (72) …… 与える国「日本」の使命をとく「大國主義」的認識 (73) …… 「安保体制下の日本」の現実をみない平和認識 (75) ……

貫かれた「官制」ものの見方、考え方 (77)

3 「二十一世紀の日本」と「期待される人間像」 (79)

バラ色に描かれた「新世紀の展望」——その中心は福祉國家論 (79) …… 福祉國家イデオロギーの反映 (81) …… 「人的能力」開発ビジョンに即した教育観 (84) …… 教育の國家統制がもたらす認識のゆがみ (86)

### IV 軍國主義化をめざす教育の反動化の諸側面 …… 89

## 第二章 教育内容にたいする国家統制

### I 教育課程・学習指導要領の「改定」……………105

- 1 教育課程の改定・教科書検定をめぐって(89)
  - 2 教師の教育活動・組合活動への統制をめぐって(92)
  - 3 学校制度の反民主主義的改革をめぐって(94)
  - 4 教育行政の中央集権化・管理体制の強化をめぐって(96)
  - 5 教育財政の貧困と父母負担教育費の増大をめぐって(99)
  - 6 米軍・自衛隊による学校への干渉・介入をめぐって(100)
  - 7 教育の反動化・軍国主義化とのたたかい(101)
- 
- 1 改悪される教育課程・学習指導要領(105)
  - 2 一九七〇年以降の「時代の進展」に即応する教育内容づくり(108)
  - 3 小学校教育課程改定の特徴(111)  
国家主義的心情・自覚の育成(112) …… 国民主権の軽視・天皇への敬愛の育成(114) …… 理数教科のレベル・アップによる一部エリートへの育成(116) …… 改定にめされた教育観・学力観(117)
  - 4 中学校教育課程改定の特徴(119)  
「国家・社会の形成者」としての資質の育成(121) …… 「能力差に応じた

指導」を理由とする差別教育(122)……英・教・理科における能力別ク  
ラスの特設(123)

5 高等学校教育課程改定の特徴(125)

6 教育課程改定の意味するもの(127)

安保体制に即応した教育課程の改定(127)……教育課程の改定と教師の教  
育・研究活動の統制(130)……ゆがめられる子どもたち(132)

## II 教育の反動化・軍国主義化と教科書の改変……………134

1 かわりゆく教科書(134)

2 戦争と平和について(136)

3 天皇・天皇制について(140)

4 基本的人権と生活実態について(145)

5 世界認識について(147)

6 沖繩について(151)

## III 教科書の国家統制とそのねらい……………153

1 教科書検定のしくみと運用(153)

2 採択による教科書の国家統制(156)

3 教科書統制の意味するもの(158)

# 第三章 教師の教育の自由と権利にたいする統制

I 教育の反動化・軍国主義化の進行と教師の自由と権利……………165

1 平和・民主教育の確立をめざす三つのスローガン (165)

2 教師の自由と権利への統制がもたらすもの (168)

II 学校管理体制の強化……………170

1 職員会議の形がい化 (170)

民主教育と職員会議 (170) ……文部省・教委の指導による職員会議の形がい化 (172) ……うちだされた「職員会議廃止論」 (174)

2 職制の強化・「合理化」の強制 (176)

職制の強化と学校経営近代化論 (176) ……教育と子ども不在の「近代化」

「合理化」論がもたらすもの (178)

3 いわゆる職務命令教育 (182)

いわゆる職務命令教育の進行 (182) ……職命教育と特別権力関係論——ここでも教育と子ども不在 (185)

4 管理体制強化のエスカレーション (188)

管理体制強化の展開 (188) ……教委——校長——教頭——主任——教師の上命下服教育 (191)

5 学校管理体制の強化はなにをもちたらずか (193)

教育の退廃と子どもの自主性の剝奪 (193) ……不当な差別人事・差別昇給 (195) ……教師の思想調査と事務優先の学校 (196)

III 教師の自主的教育活動・研究活動の抑圧と統制……………198

## 第四章 差別と競争の学校制度

### I

- 1 差別と選別の教育政策……………231
- 1 学校教育の現状と教師・子どもたち (231)  
生徒にとって学校はなんであるか (231) ……競争と差別・選別のテスト主  
義教育のもたらすもの (235)
- 2 差別と選別の教育政策 (237)

### IV

- 1 教師の自主的・民主的な研究活動の抑圧 (199)  
教師の研修のあり方とその現状 (199) ……官制研修への強制と自主的研究  
活動の圧迫 (201) ……着実に前進する自主研究 (204)
- 2 「研究指定校」のおしつけ (206)  
天下り「研究指定校」のおしつけとその現状 (206) ……教師の労働強化と  
教育の空洞化 (210)
- 3 「教育の正常化」と偏向教育攻撃 (212)  
「教育の正常化」行政の展開 (212) ……「正常化」攻撃のもたらすものと  
現場教師 (215) ……近代的装いをこらした「正常化」攻撃の登場 (219)
- 管理体制の強化・教師の活動への統制と現場教師集団……………222
- 1 管理体制強化と現場教師の認識 (222)
- 2 対決する教師と国民の基本的立場 (225)

教育不在の学校の生みだしたものの(37) ……適性・能力・進路・特性に  
あらずる多様化とは何か(239)

Ⅱ 五段階相対評価をめぐって……………242

——差別と競争の教育の技術と「理論」

- 1 差別と競争の評価方式——五段階相対評価(242)
- 2 「通信簿」のあり方とその「改善」(246)
- 3 教師の努力をさえぎる壁——指導要録と調査書(250)
- 4 五段階相対評価法の理論的根拠と教育への適用問題(254)
- 5 「相対評価」の意味するもの(258)

Ⅲ 高校入試制度をめぐって……………263

- 1 「不正常」な中学校教育と高校入試制度の「改善」(263)
- 2 東京都における高校入試制度の「改善」(268)  
——いわゆる学校群制度の実態と本質
- 3 高校入試制度「改善」の意味するもの(272)

Ⅳ 高校教育の「多様化」……………277

- 1 「多様化」の実態と問題点(277)  
細分化された職種の「需要」にみあう職業・技術教育(277) ……私企業の  
利益に左右される勤労青年教育(281)
- 2 「多様化」と選別・差別(283)
- 3 「多様化」の動機と教育の荒廃(286)

- 「社会的要諦」の発想(283)……「多様化」における教養のゆがみ(288)
- ……選別と差別・「多様化」をめぐる人格の荒廃(291)
- 4 「多様化」の意味するもの(293)

## 第五章

### 「教育正常化」と教師の団結する権利の侵害・介入

——団結の破壊は教育の荒廃につながり団結擁護は平和民主教育を守る

- I 団結の破壊は教師を無権利にし教育を荒廃させる……………311
  - 1 勤評にはじまる団結破壊の攻撃(312)
  - 2 自民党の日教組破壊工作基本方針と愛媛・香川などの組織破壊の実態(315)
  - 3 団結破壊と教育破壊(311)
  - II 団結破壊と対決するILO八七号条約批准のたたかい……………315
  - III 国内法改正による新しい装いをもった攻撃……………318
  - IV 教育労働者の闘いは新しい団結侵害の攻撃をのりこえてすすむ
    - ILOユネスコ勧告の方向……………321

## 第六章

### 教育財政の貧困化と低下する教師の労働条件

I 教育財政の貧困と教育のゆがみ……………327

1 学校教育費父母負担の実態(327)

ますます重くのしかかる教育費の父母負担(327)……父母の負担する私費  
でまかなわれている学校運営費(331)

2 教育財政の実態とその貧困(334)

父母負担の教育費はなぜ重いか(334)……政治の反動化にともなう文教費  
の圧迫と市町村格差(336)

3 教育条件としての文教施設・教材教具の実態(339)

文部省基準にてらしてさえ過半数が不足している校舎・教室(340)……教  
育施設の不足がもたらす教育効果(341)……教材教具の不足(345)……教  
材教具の不足がもたらす学習効果の阻害(348)……教育条件の整備と国の  
責任(349)

4 義務教育無償と教育の機会均等(350)

義務教育無償の考え方(350)……教育費父母負担軽減のたたかい(352)

II 教職員の労働条件と賃金……………354

1 教職員の労働条件(354)

ますます増える教師の超過勤務(354)……本来の教育活動を阻害している  
事務・雑務(356)……過重労働による健康破壊——三人に一人が病人(360)  
……定数不足がもたらす過重労働とそのたたかい(361)

2 教師の生活実態(364)

## 第七章 教育の反動化・軍国主義化と日教組の平和 民主教育を守るたたかい

- 3 苦しい教師の生活(384)……きびしい生活実態と正当な賃金要求(387)
        - 3 教師の賃金実態とそのたたかい(389)
        - 民間より低い教職員賃金(389)……低賃金に拍車をかける賃金格差(370)
        - ……低賃金をもたらす有能人材の喪失(378)……人勸体制と公務員賃金の抑制(374)
        - 4 教師の賃金闘争の正当性とユネスコ勧告(376)
- 
- はじめに——憲法・教基法に依拠した平和民主教育の担い手||日教組……………381
        - I 憲法・教基法の成立と日教組の出発……………381
        - 1 敗戦直後の教育の民主化政策(384)
        - 2 教員組合の結成と平和・民主教育(386)
        - 3 憲法・教育基本法の成立(389)
        - 4 政令二〇一号・レッドページなどによる攻撃(393)
- 
- II サンフランシスコ体制にともなう教育の反動化と平和四原則・不戦の誓い・倫理綱領……………397

I 朝鮮戦争・サンフランシスコ単独講和と平和四原則・不戦の誓い・倫理綱領(397)

2 サンフランシスコ体制の確立と教育の本格的反動化のスタート(400)

3 義教法・偏向教育の名による攻撃とそのたたかい(403)

4 「池田・ロバートソン会談」・教育二法と日教組のたたかい(405)

III 任命制教委・学校管理規則・勤評の強行と日教組のたたかい……………410

1 教育の中央集権化のための任命制教委とのたたかい(410)

2 教育現場の権力支配と組織分断のための勤評の強行と日教組のたたかい(415)

IV 高度成長・人づくり政策にもとづく教育内容の統制とのたたかい……………420

1 教育内容の統制Ⅱ教育課程改悪とのたたかい(420)

2 「人的能力開発」の名による差別教育政策Ⅱ学力テストとのたたかい(422)

むすび——「期待される人間像」 「国防・国家意識教育」と総学習・総抵抗運動……………425

# 教育基本法制と安保教育体制

宗 像 誠 也

(東京大学教授)

『教育黒書』とは「安保教育体制白書」のことであるといいなおしてもよいと私は思う。安保教育体制というのは私の造語のようだから、説明が必要であろう。私はそれを、戦前の教育勅語法制・戦後の教育基本法制とならべて、その教育基本法制の反対物として概念するのである。

かつて私は、教育裁判の法廷において、つぎのように述べた(「教育基本法制をめぐって」、拙著『教育と教育政策』、一九六一年、所収)。教育基本法制の本質は何か、それは戦前の教育法制とどこが本質的に違うのか、ということについてである。

「まず、法制ということばであるが、教育基本法制という場合、それは、教育基本法という一つの法律ができた、というだけの意味ではなく、新しい法制が樹立された、ということ、換言すれば、一つの思想をもった全法体系・全組織制度の基礎がおかれた、ということを意味しているのである。そしてそれが旧い法制にとって代ったのであり、そこに断絶があるのであって、それを確認することがまず基本的に、決定的に、重要なのである。

断絶とは何か。それは——A、教育勅語的教育観、天皇制教学、『公権力的教育観』(兼子仁「教育行政の現代的

課題、『思想』一九六〇年一月)、『始末をつける』教育観(後出)、天皇の官吏が行なう教育行政、そういう戦前教育法制と、——B、人間尊嚴の教育観、生命・自由・幸福追求を是とし善とする教育観、学問・思想・良心・言論の自由を承認する教育観、平和という世界的価値を含み込んでいる教育観、そして国民がみずから行なう教育行政(公選制教委における人民統制≠Popular control)、思想や良心の領域は聖所(sanctuary)として権力が立ち入らないオフ・リミッツにするという教育行政観、すなわち教育基本法制、とのあいだの断絶なのである。

私がかつて書いた、近代日本の三つの教育宣言について。第一は、明治五年の「学事奨励に関する被仰出書」——個人主義的功利主義。しかし人間の尊嚴の自覚はなかった。第二は、明治二三年の教育勅語——天皇中心道徳。個人の尊嚴など全く否定される。第三は教育基本法——ここではじめて個人の価値、人間の尊嚴が教育的価値とされる。第一と第二との間もそうだが、第二と第三との間の関係は、前者の発展の線上に後者が位置する、というものでは決してない。そうではなくて、全く異質なものがとってかわるという関係なのである。

この断絶の認識は、今後の考察の基本になるので、もうすこしくわしく説明しておこう。

『始末をつける』教育観ということばの由来について一言すれば、明治二一年のこと、時の岩手県令石井氏が、民法草案を見て、妻の夫に対する権利、子の親に対する権利が認められようとするのを知り、家族制度の美風が破壊されると思い、『この上は、教育の方面でよく始末をつけねばならぬ』といったのだが、『教育で始末をつける』ということばは、権力側の教育観を象徴するものとして千古の名言だと私は思っている。それは個人の自覚を妨げ、人權の意識を摘みとることを教育の任務だとする教育観である。人間は本来、自分の生命・自由を大切にし、幸福を追求するものであろう。これが人間の自然であらう。この自然を歪めるための教育が、始末をつ

ける教育だともいえる。生命・自由を大切に、幸福を追求することを断念させるために、個人から超越した国家にすべてを捧げ、神たる天皇に命をも捧げ、国民各個は全く無権利なのだと思ひ込ませる、その役割を教育が果たした。それが天皇制教学なのである。

天皇制教学、始末をつける教育観は、それに見合う教育行政観を要請する。その本質を一言でいえば、国民の思想・良心を、道徳・価値観を、国家が権力をもって統制していい、という教育行政観である。換言すれば、教育内容のくまなき権力統制の是認である。それには強力な中央集権が必要である。逸脱を許さぬ拘束力をもつ教授要目、国定教科書、厳重な督学・視学制度にそれは具体化されていた。天皇制教学は、さらに、それにふさわしい教育方法を要求する。つめこみ、たたきこみ、がそれであった。子どもの経験からの帰納によって、天皇婦一が結果する、などということはあり得ない。自主的判断、批判能力などはもちろん助長してはならない。修身によるたたきこみが教育の中心である。」

長々と引用したが気持はわかってもらえるだろう。教育基本法のもとで、しばらくの間は——朝鮮戦争・サンフランシスコ講和条約・日米安保条約締結のすこしあとまでは——天皇制教学にとって代った民主教育が陽光を浴びていた。子どもたちは自発活動を奨励され、教師は教員組合を誇りとし、学習指導要領は拘束力のない指導助言に過ぎないものとされ、教育行政の権限は公選制の教育委員会に大幅に委譲されて文部省はサービスマシナリーとされ、新教育の使徒となった文部省官吏が民主教育のあり方を説いてまわりさえした。

だがやがて陽光はかげりはじめた。一九五一年にはもう、「天野勅語」によってふたたび天皇が道徳の中心に擬せられる。五三年には池田・ロバートソン会談によって防衛意識の強化が約束される。翌五四年にはいわゆる教育

の政治的中立二法律によって教師の政治活動の自由が剝奪される。五六年教育委員任命制化・府県教育長の文部大臣による承認制、五七年には世界に例のない非科学的・非人間的な教師勤評方式が打ち出され、五八年には学習指導要領の改訂で「道徳」のそれを含めて拘束力があるのだと文部省は主張するようになる。この間専任の教科書調査官の設置などがあって検定によるしめつけが強くなったが、一九六〇年、安保改訂の年、ついに私が教科書の著者たることをやめるに至ったことは、少なくとも私にとって象徴的なことだった。六一年から愚劣な全国一斉学力テスト、六三年義務教育教科書無償措置法によって教師の教科書採択についての発言権が奪われる。今年になり、一九七〇年安保問題を目前に控えて、小学校学習指導要領を改訂して建国神話と天皇敬愛とを謳い、一方で明治百年のお祭り。

生徒はテスト教育と競争教育で生気をなくし、教師は自主性を剝奪されて非組合員のあいだには頹廢がひろがり、官僚は古い特別権力関係論などを担ぎ出して教育に上命下服の金串を刺し通そうとする。安保教育体制と私が名づけるのは右のような一連の事態を総括してのことなのである。

安保条約の相手たるアメリカはこの間に何をしたか。戦後日本の教育民主化の構図を引いたのが、一九四六年春のアメリカ教育使節団報告書であったことは疑いない。日本国憲法の戦争放棄にマッカーサーは大賛成だった。だが、朝鮮戦争が起るとアメリカはすぐにそれを後悔する。ベトナム侵略戦争をはじめると、日本の協力・加担なしにはそれを進めることが不可能になり、しかもそこでアメリカ帝国主義は重大な蹉跌を経験しつつある。

私はアメリカ教育使節団報告書に感激し、その後もアメリカ民主主義の摂取に努めるべきだと考え続けた。だが、「アメリカ民主主義は、その生命と意味とが空っぽになってしまいました」とバートランド・ラッセルはいう(ペ

トナムにおける侵略戦争犯罪国際法廷の提唱にかかわる「アメリカの良心へのアピール」(一九六六年)。そして、私も「アメリカの戦争犯罪調査日本委員会」に加わり、その犯罪を裁く「東京法廷」(一九六七年八月)の運営に当たることになった。アメリカ帝国主義のベトナム侵略の片棒をかつぎながら、「国を守る気概」などというのは真に恥ずべきことであるのが解らないのだろうか。「国を守る気概」は独立のために戦うベトナム人民のものでこそあるのだ。

安保教育体制に食ひ荒されて、教育基本法は穴だらけになってしまった。だが教育基本法はなおあり、教育基本法制がいかにあるべきかということも、民主教育を願う国民と教師との、抜きがたい規範意識となっていることは確かである。



# 教育の反動化・軍国主義化と教育労働者

野村 平 爾

(早稲田大学教授)

「自分たちの国は自分たちで守る」という言葉は、それだけきけば大方の人たちが当りまえのことのように思う。しかし、この言葉が日米安保条約の下で、日本全土にわたって軍事基地を提供し、そこから現在ベトナム戦争のための、攻撃のための発進がおこなわれ、補給や通信や療養や慰安の場所ともなっているという現実とあわせて使われていることを私たちは忘れてはならない。昼夜をわかつたず飛来する航空機の爆音や墜落事故や、ガソリンタンク貨車や弾薬車が人口の稠密都市にたえず輸送されていたり、野戦病院が都会地の真中にできたり、通信基地周辺では建物の高さも制限され、テレビやラジオや洗濯機の使用さえも制限されたりという現実とも、ひき放して考えることはできない。もっと直接には自衛隊が増強され、国会で暴露された三矢作戦や公然と予算化される第三次防衛計画などが「アメリカの核の傘の下で」「自分の国は自分で守る」という一見もつともらしい言葉で行なわれているという決意を忘れてはならないと思うのである。それはソビエットや中国などが日本を攻めてくるという仮定の下で、日本の軍備をこの上にも強化し、アメリカの核戦力と共同してアジアの民族独立運動を抑える役割を担おうとするものに他ならないし、そのために日本をアメリカに従属させて、真の民族の独立を売り渡していることで

もある。

こうしたことの意味をあの戦争を経験した国民の多くはまだ忘れてはいないはずである。大東亜共栄圏をつくるのだという言葉で戦争にかり立てられた結果がどんなみじめなものだったかをはっきりと知っている。わたくし自身満五カ年の召集期間、動員係として多くの人たちを戦地に送り、傷病者を迎え、時には一握りの砂しか入っていない遺骨箱を遺族に渡さねばならなかった辛い体験を忘れることができない。だから新しい憲法ができて、その教育のために文部省から依頼をされた時、戦争放棄や戦力の不保持、人間の尊厳と基本的人権の尊重を説くことに、衣食にも不自由な当時、心から豊かな気持ちで各地講習会派遣に加わることのできたのもそのためであった。

こうした敗戦の経験の中で、平和と民主主義と基本的人権の保障をねがう次代の若者を育てる教育ははじまった。そのため新しい希望に胸をふくらませた全国の教師も、その教育に打ち込める地位を確保し、教育を守る団結をつくりあげた。その団結を中心として児童の父母も結集した。こうした教育の成果は、その後になって日本の文教政策の反動化がはじまった時の抵抗体にもなったのである。

いま、佐藤内閣は「祖国愛」、「国防意識の高揚」を教育の基本にすえることを公然と打ち出している。もちろんそうした教育の基本が打ち出されてくるまでには、すでに朝鮮戦争がはじまった頃からの一連の文教政策の変化がすすめられてきていたのである。私たちは今日突然にこうした政策が出てきたのではないこと、日本がアメリカの占領と従属の下で次第にその独占的資本の再編成に成功し、さらに生産性向上のための合理化過程を通じて飛躍的に発展してきた状態とあわせ考えて、歴史的にもその文教政策が変化して今日に至っていることを考えなければならぬ。

支配者は教育のもつ重要な意義を十分に知っている。そこで彼らは、第一に、憲法・教育基本法の精神をたなあげし、それにかわる「期待される人間像」をうち出していく必要があった。そして、それを根幹にして、いま教育課程・学習指導要領の明らかな「改悪」をおしすすめている。

第二に、こういう教育内容を実現していくためには、それに相応した教育統制機構を完備していかなければならない。たとえば顕著なものとして教育二法やその後の立法にあらわれたように、教育長・教育委員の任命制などや教育の政治的中立性などの名によって教育の中央集権化の確立が必要であった。その上に立って、教科書の検定制、学習指導要領などをもって末端まで教育内容を統制することを試みたり、末端への浸透を妨げるものを排除していくためには校長の管理職制や教頭制などの職制機構を整備していかなければならないことにもなったのである。こうした機構の整備と相俟って、検定による教育内容のチェック、教科書出版社、著者の自主規制をも実現させることになるのである。

第三に、こうした政策に反対の態度をとる教員組合運動を露骨につぶしていく政策をもあわせ行なう必要がでてくる。政府が日教組をさらったのは、その結成以来のことであったが、教育の権力的な支配を遂行していくためには、是非ともその無力化ないし解体を実現する必要があった。そのためには手段をえらばなかつたともいえる。日教組に対しては歴代の文部大臣は、団体交渉はもとより対等に協議することすらもさけた。組合幹部や活動家の配転や不利益待遇はもとより、組合を破壊するための別個の御用的団体をつくるなど、かなり露骨なやり方は、ILOのドライヤー調査団報告などでも手ひどく摘示されたところである。また教員のような自主的に創造的教育活動が、受持つ児童の個性に応じて発揮されねばならぬものに対して、一律の勤務評定を持ち込むことによって、その

自主性・創造性を奪おうとしたり、全国一斉に学力テストを行なわせることによって、政府の道徳と教育内容とを  
れだけよく身につけたかを競わせるという試みを行ったりしてきた。

こうした上に、今日、祖国愛、国防意識の高揚というような教育を「明治百年」という美名の下で実現し、児童  
の身につかせようとしているのである。私は「反動」などという言葉を無制限に使うことは決して好ましいとは思  
っていない。しかし平和と民主主義と人間の尊厳や基本的人権の尊重は、人間として誰でもが持たねばならぬも  
のである。それ故にこうした教育の基本的姿勢が、憲法や教育基本法の精神となつていられるにもかかわらず、祖国愛  
とか国防意識とかいうことを強調して逆転させること、科学的思考力を神話によってあいまいにすることは、やは  
り「反動」と呼んでもいいのだと思う。つい最近のことである。七月二六日東京で開かれた「教育課程講習会」で  
山口康助教科調査官が、小学校の歴史教育で「神話を史実と混同してもかまわない」「成長すればわかる」といった  
ということで大きな波紋を投げかけた。歴史学者、教育学者等をはじめとする反対は当然のことであつた。そこで  
七月三〇日「教育の場で神話と史実を混同してはいけない」と、文部省はその見解をひるがえしたということであ  
る。しかし「こうした文部省方針の変更は、山口発言が神話反対の火の手に油を注ぎ、神話教育の必要性を認める  
人たちまで反対論のウズに卷込むのを恐れた『政治的配慮』とみる学者も少なくない」（7・31 朝日新聞）と伝え  
ている。ともかく神話を史実と混同させたいのが、ほんとうの腹かも知れないというのが、今日の教育状況である  
ことを物語っている。

このような文教政策が現実であるにしても「教え子を再び戦場に送るな」という日教組の旗印は、今日、国防・  
国家意識高揚教育と対決して、ますます高く掲げつづけられ、多くの教師の体質にまでなつてきている。また、そ

れは広い国民勤労者層にしっかりと支えられている。一昨年、昨年とたたかわれた一〇・二一と一〇・二六のたたかひの高まりや日教組教研集会の成果や一般的なベトナム反戦、基地撤去の市民運動を無視することはできない。

私はこうした二〇年の歴史のなかで、齒にきぬをさせないで文教政策を叙述し、真剣に教育の問題を考えることをこの書の目的としたかった。そのためにできるだけ事実をもって二十年余の教育政策の変化と現状とを語ってもらうことに努めたつもりである。そこから私たちがどうこれに立ち向かうべきかもおのずから考えられてくるだろうと思うのである。



# 平和・民主教育の確立を

宮之原 貞光

(日教組委員長)

「白書」とは(政府が)ある分野についてその現状の分析と将来の展望をまとめた実体報告書のことをいい、もとイギリス政府の報告の表紙に白紙を用いたことに由来すると辞書は説明している。しかし、本書は「黒書」と銘打って出版される。それ故当然、本書のもつ意味は「白書」と異なっていなければならない。

先般、労働旬報社で発刊された「沖繩黒書」はこの点にふれて「……だが国民が必要とするのは『白書』でなく『黒書』である。沖繩問題を論ずることではなく、行動の糧(かて)になる『沖繩黒書』である。『沖繩黒書』はその目的のため書かれ、編集された……」と説明している。

本書もこの立場に立って計画されたものである。

「沖繩問題」と「明治百年」を大衆操作のシンボルとして反動化と軍国主義化の速度を増して、その方向で国論の統一を図ろうとする政府独占の企図を暴露しながら、特に教育の危機について訴え、情勢の急迫するなかで、日本の平和と独立、民主主義を守るため、国民の、国民のための、国民の手による教育づくり運動の糧の一助にと私は本書の編集に参加してきた。

一九六八年の一年間を通じて、たえず問題となる政治課題として「明治百年」「沖繩問題」「ベトナム戦争」があげられているが、私はこれらの諸問題は同時に今年の教育の課題でもあると思う。

そしてこれらの命題は常に一体的に結合された形で教育の場に大きくおおいかぶさってきているきわめて重要な今日的課題であると考ええる。

佐藤首相の年頭の記者会見は「……沖繩の祖国復帰を早く実現したい。その一方では沖繩の果している役割も考えなければならぬ（注・ベトナム戦争と対中国政策に果している役割）。核を含めて基地の取り扱いについて日米間の話し合いがもっと煮つまらなければ返還のメドはつかないだろう。米国の考えはハッキリしているが日本は幅広く考えている。……〃有備無患〃はいかなる時代も変わらない。自衛隊も安保条約も必要である……」と、返還とベトナム戦争の推移と日本の軍備強化・核基地承認・安保条約の再延長とは不離一体のものであることをほのめかしている。

さらにまた「今年の一番大きい政治的行事は明治百年の記念事業だ。この展開が基本になる。……『自らの手で国を守る気概が欲しい』という私の発言は勝海舟・福沢諭吉の精神に通ずるものがある。百年前の人々の国家意識が強かった点に心打たれる。……社会的、国家的、民族的な連帯感が高揚されなければ民族は発展しない……」と、いつて明治百年即国家意識・自衛精神の高揚を強調している。

佐藤首相に代表されるこのような政府・独占のものの考え方を教育の場に導入することを明らかにしたのが旧臘の灘尾文相の発言である。

この発言くらい大胆かつ端的に政治権力が教育に政治の注入を明らかにしたことは戦後かつてない。言葉をかえ

ていうならば、この発言くらい明確に教育内容に対して政治権力のイデオロギーを生に注入する意図を明らかにしたことはない。

明らかに憲法及び教育基本法の精神に反する政治の介入である。まさに民主教育に対する正面きつての挑戦といえよう。

政府・独占は過去十数年にわたって戦後の教育の中心理念である平、和、主、義、民、主、主、義、を空洞化することに力を注いできたが、彼らは今年の「明治百年」の慶祝さわぎのなかに教育と教師をまきこむことよって一気に「教育で始末する」という考え方で決着をつけようとしてきているのだ。そして彼らはすでにここ二、三年そのための布石をしいてきた。

すなわち、「期待される人間像」づくりをめざして、昨年一〇月の小学校教育課程の大改定の中心目標に「国民の育成」と「神話の復活」をおき、近く明らかにされる中学校の教育課程の大改定で「公民科」設置を中心にするなどして、往年の「富国強兵」の素材となった「忠良なる臣民」を連想させる一連の布石をうちおわって、「建国記念の日」設置二年目の今年にその仕上げを期待している。

また、今年は高校教育の多様化の速度を早め、それに見あう高校教育課程の改定作業を本格化して、独占の要求する労働力配分、柔順な労働者陶冶を強め、高校教育の選別・差別化の決定的な年としようとして策している。

さらにまた教科書の統制強化、学校管理体制の強化・重層化、日教組の破壊工作と教師の諸活動の統制、三派全学連の行動に籍口した大学自治への介入、中教審の六三制全面改定論議等々と容易ならぬ動きをみせている。

いうなれば彼らはこのように組織的・計画的に押しすすめてきた教育の権力支配・反動化と軍国主義化を「明治

百年」「沖繩問題」「ベトナム戦争」という政治的命題のなかで、こみにして政治の暴力で始末をつけようとしてきているのである。

これに対し、私たち日本の教師たちは、憲法と教育基本法に依拠した、自主的・創造的民主教育をおしすすめるための運動を戦後一貫して追求してきた。そのさまざまな抵抗は本書が詳述するところである。今日の情勢のきびしさのなかで、日教組に結集した六〇万の教師は、そのたたかいをいっそう強化することを誓いあっているのである。私たちはこのような権力の側からの挑戦を回避してはならない。

私たちは敗戦の代償としてあがなった平和憲法と民主教育を根本から否定しようとする権力といまこそ真正面から対決しなければならない時にきている。

いま私たちが譲歩することは次の世代を背負う子どもたちの成長と幸福にブレーキをかけることであり、日本の平和と独立、民主主義を後退させることになるのだ。

それだけに私たち教師は「平和を守り真実を貫く民主教育の確立」に今年こそ文字どおり全組織をあげてとりくまなければならない。もっと端的に言えば、私たちは「平和教育」に全力投球をしなければならない時にきているのだ。日教組は一昨年、昨年と賃金闘争を統一実行使でたたかい抜いた。刑事・行政の大弾圧をうけながらも、統一と団結の力でそれをね返して統一闘争を大きく前進させた。あのときのすばらしい大衆のたたかうエネルギーを今年は平和と民主教育のたたかいかいにも点火させなければならないと決意している。

その具体的行動としていま全国で「総学習・総抵抗」の運動が取り組まれているのである。この運動は、まず教師自身が相互に学習しあうことによって「教育の反動化・軍国主義化の攻撃、低賃金で体制に順応して働く人づく

り政策がどこに根源があるのか、そして教育の現状がどのようなようになっており、それがどのようにかえられようとしているのかを明らかする」(六八年度日教組運動方針)と、ところから出発し、抵抗の基盤を職場のなかに確立していくことを目標としている。

そして、国民教育をつくりだす運動を教師集団を核としながら、幅広い市民運動に拡大していくという方向性をもっているのである。

この「教育黒書」は総学習・総抵抗運動の推進にとってひとつの指針ともなるであろう。

今日の平和と教育の危機は、教師集団の抵抗のみでは克服することは困難である。国民各層のなかに深く抵抗帯を根づかせていかなければならないと思う。そのためには、その危機の実相を大胆に訴え、世論に訴える具体的行動が教師に要請されているのである。

その立論喚起の支点は、政府・独占の側の「明治百年」を特徴づける国民的な統合が天皇制を頂点とした國家意識・民族意識・防衛意識であるだけに、私たちはあくまでも戦争を否定し、主権在民を規定し、基本的人権を確立した平和憲法と教育基本法に国民的な統合の骨組みをおいて権力ときびしく対決しなければならぬ。

また私たちの要求する沖繩の祖国復帰という目標は、ただ民族主権の回復だけを意味するものではなく、人権と平和という普遍的な原理の保障を日本政府及びアメリカに要求するものでなければならない。このことによってこそ沖繩は平和憲法の下にはいり、かつ極東の緊張を緩和し、世界の平和に寄与することができると思える。

さらにまたベトナム戦争終結の方向性は佐藤政府のアメリカ追隨の戦争政策からは見出しえず、その唯一の合理的方向は民族自決以外にはないと考えられる。そしてこれを決定づける力はベトナム特需の甘い汁を吸っている

独占ではなく、国民大衆にあることに確信をもたなければならぬ。

ベトナム反戦の運動がこれほど世界的な広がりを見せているときはない。アメリカでもヨーロッパでも大きく渦まいている。この運動はいまだ統一のとれない多くの潮流があることも事実であるが、どの国の運動も模索しつつすぐれた創造性をもってたたかわれていることに確信をもたなければならぬ。

以上の視点をふまえた平和と民主教育のたたかいの前進には教師自身の生活と権利を守るたたかいと結合、各地域における労働者・農民、民主勢力との提携が不可欠の条件であることは論をまたない。

また今日までのたたかいの教訓は、労働者教師としての誇りと責任をもつものこそ「教え子を再び戦場に送るな」の誓いを実践する「平和教育の戦士」たり得ることを示している。平和と教育を守るたたかいにわが日教組がいま全力を結集している意味もそこにある。

第一章 今日の教育の反動化と軍国主義化



## Ⅰ 佐藤内閣と「国防教育・国家意識高揚教育」

### 1 「国防と国家意識教育」の強化を基本に

一九六八年は「教育の年」であると自民党佐藤内閣によって強調されている。佐藤首相は一九六七年十一月の「日米共同声明」直後の第五七臨時国会で、沖繩返還問題とからませて「祖国愛と国防意識の強化」の必要を強調して次のようにのべた。「国民一致して自らの国を自らの手で守る気概を持ち、現実的な対策をたてることこそ、わが国の国際的地位の向上とアジアの安定とに寄与し、ひいては近い将来、沖繩の祖国復帰にもつながること」を確信し、「国民とりわけ青少年諸君が共同社会の責任ある構成員としての良識を堅持し、ひろい視野と国を愛する心情とをもって真剣に祖国の現状を考え、輝かしい未来をひらくため努力することを期待する」と。

第二次佐藤内閣は佐藤・ジョンソン会談の直後に成立（六七年二月二十五日）したが、すでにここ一〇年来の勤務評定の強行、道徳の特設と学習指導要領の全面改定、校長・教頭への管理職手当の支給などをはじめとする教育の反動化と軍国主義化、国家統制の強化を文教行政に具体化した実績をもつ灘尾弘吉氏が文部大臣に就任した。「岸内閣の文相当時〃勤評〃を強行して対日教組高姿勢文政の基盤を固め」た（『毎日新聞』六七・一一・二六）灘尾文相

の就任は、現在の佐藤内閣の性格を端的にしめたものであった。

その灘尾文部大臣は一九六七年の暮もおしつまった一二月二八日、全閣僚と自民党幹部との予算懇談会後の記者会見で、小学校の段階から国防意識、国家意識を積極的に教えることが必要であり、学習指導要領のなかにもりこみ、それにもとづく教科書に具体化することを明らかにして要旨次のようにのべた。「これまでの教育では、国の安全保障や国防意識の問題を教えることがタブー視されてきたが、こうした傾向はもう卒業すべきだ。これまでタブーにしてきたのがおかしいので、学校教育でも教えるべきだ。こうした教育をどのような段階からやったらよい効果をもたらすものである。国防意識についても、初等教育の段階からわかりやすい方法で教えることが必要と思う。学習指導要領の改定にあたっては、こうした考え方が反映されるように、必要ならば指示する方針だ。国民が国家を忘れ利己主義に走るのはよくないので、社会科学教育などの場に、私の考え方を盛り込みたい」と。

翌二九日に防衛庁の増田長官は、灘尾文相が今後の文教政策の基本方向として打ちだした「国防意識の高揚」の発言を積極的に支持し、「教育に国防意識を織り込むのはしかるべきことだ」として、「この問題について、近く文相と話し合う考えだ。私としては、ミリタリズムにならないということ、教育に国防意識を織り込むことはしかるべきことと思う。防衛庁としても、外国の教科書でどう国防意識が織り込まれているか調査研究するよう防衛庁教育局に指示した」と記者会見で語った。

佐藤首相もまた、年頭の記者会見で、「明治百年記念」にちなんで灘尾発言にふれて国家意識の強化を強調し、「国防意識教育」を民族の発展のためにとして強調した。「ことしの一番大きい政治的行事は明治百年記念事業だ。

もふしぎに思わなかった。しかし、これはまちがっているんじゃないか。……民主主義で個人主義になるのはけっこうだが、利己的になってはいけない。社会的、国家的、民族的な連帯感が高揚されなければ、民族は発展しない。「小学生にも国防意識を」という灘尾文相発言も同じことをいっているものと思う。……」（毎日新聞六八・一・二）と。

このように、一九六七年の年末いらい、政府首脳者たちによる「国家意識の高揚」の強調と教育をおとしての「国防意識」の育成の強化が積極的に提起されてきている。そのことは政府の当面の文教政策の基本方針が「国防



「国防意識・国家意識」の育成強化を強調する  
佐藤首相

……この百年間のすばらしい歩みは外国も認めている。物質文明、精神文明が西欧に追いつき、追越そうとしただけでなく、百年前の人たちは世界的観点に立って物を考え、発言した。百年前の人々の国家意識が強かった点にも心打たれる。……明治初年の人たちの国家意識と今とは雲泥の差だ。……

敗戦後「愛国心」などといえは『反動政治家』と非難され、国民

教育、国家意識高揚教育の強化」であり、マスコミなどの活用もふくめてそれによって彼らが日本の軍国主義を大きく復活させようと一段の決意と努力をしてきていることを私たちはきびしく受けとめなければならぬと考える。「青少年に次代を託す意味で教育は大事である。核時代に生き抜くため、新しい分野を切開く必要がある」（首相）、「現在の教育界において一部不正常なものがあり……教育界の正常化のために努力を続けていかなければならない。人間性の豊かなそして立派な能力をもち、単なる個人の幸福でなく、国を愛し、国に尽くし、国を守る有益な人材をつくらせていきたい」（文相）という国会の答弁にせめられているように、「国防教育」、「国家意識」と「愛国心」教育の強化は、「新しい分野を切開く必要」の具体化なのである。

戦後の歴代自民党政府の文教政策のなかで、今日ほど「国防教育」「国家意識高揚教育」が文教政策の基本方針として精力的に提起され、実行されようとしたことはかつてなかった。「治安」、「労働」、「教育」が強調されたことはあったが、「防衛」と「教育」が強調されたことは今回が画期的であるといつてよいだろう。私たちはそのような事実から、政府が「国防と国家意識教育」の強化による教育の反動化と軍国主義化を大きく一歩すすめるうえで、きわめて積極的な姿勢と決意を示していることを知ることができる。このような意味での教育の反動化と軍国主義化を許すかどうかという問題が、今日、教育をめぐる支配層と広範な国民、とりわけ教師や青少年や父母との対決の重大な焦点になってきているといえる。

日本教職員組合を代表する宮之原貞光委員長は今年一月新潟市で開かれた日教組第17次・日高教第14次教育研究全国集会のあいさつで、今次の集会の主題を「平和教育の再認識とその確立をめざして」とし、現在の教育労働者の任務の重大さを指摘し、次のようにのべた。

「日教組二〇年の歴史をふり返ったときに、『教え子をふたたび戦場に送るな』の誓いや『平和を守り真実をつらぬく民主教育の確立』の目標に端的にみられるように、日教組活動の中心はなんといっても反戦・平和のたたかいと教育を守るたたかいでありました。たたかいの二〇年の歩みに起伏はありましたが、日本の教師たちはこのことに誇りと責任を感じながら、ただ一筋にたたかい続けてきたと確信しています。

一九六八年の今年は、さきほど来、申し述べてきたように、国民の運命にかかわる平和と教育の問題が重大な岐路に立たされています。いまこそ、私たち教師は、今日までの歩みと未来に確信をもって、決起すべきときであります。教室で、職場で、地域で、敢然として平和と教育を守るたたかいを、広汎な国民各層との提携を深めて展開しなければならないときであります」。

## 2 「明治百年」と強まる自民党・財界のイデオロギー攻勢

政府首脳による精力的な「国防と国家意識教育」の強調とその政策化は、その与党である自民党と巨大独占資本家たち、つまりその団結体である経団連や日経連などの強い要請を反映しその激励をうけてだされたものであった。

六八年の一月二〇日にひらかれた自民党の定期大会で、佐藤総裁は「明治百年」の宣伝と結合した「民族精神の高揚、日米安保体制の強化」を二本の柱とした基本路線を主張し、この基本路線を遂行する施策として教育問題を重視して、「明治以来の国家の発展をささえたものは国民教育であり、教育を大事にしないで発展した国はない。今後教育施策に重点をおいていきたい」とのべた。自民党のこの定期大会で採択された運動方針では、「明治維新」

百年にあたって、「富国強兵策を一貫した国是として、近代国家建設の基盤を構築したことは、まことに驚異に値する」として、その「偉業」をうけつぐことを明らかにし、アメリカに後押しされながらアジアでの優位を誇る「富国強兵」、つまり日米軍事同盟を強化しそれを基本に「先進国日本」が「後進国アジア」に進出していく道をいっそう強力に推進しようとする固い決意を表明している。

そこでは、戦後、国民が「人間愛と公德心、祖国愛と民族精神、または、防衛意識など、日本民族本来の姿を喪失し、代るに思想の混乱と、公序良俗の転落を以てした」とのべ、「占領史観からの脱却をはかり、……国の内外にむかつて、民族本来の姿を明確にさし示さなければならぬときである」として、かつての侵略戦争と軍国主義日本の犯した誤ちのきびしい反省の上になつた憲法の平和と民主主義の思想から「脱却」し、「富国強兵策を一貫した国是」とした「日本民族本来の姿」を回復するといった方針が明らかにされている。そして、「われわれは、あくまでも『自らの国は自らの手で守る』という毅然たる態度と熱烈な気魄をもって、日米安保条約の精神を生かすべきである」、「われわれは、昭和四十三年をもってこのような独立国民としての自覚のうえにたつて、国民の防衛意識の高揚、日米安保条約の意義について、広く国民大衆にむかつて理解を求める運動を力づくよく展開する」としている。

この自民党の運動方針の基本は、自民党政府の文教政策の当面の基本路線であるとともに、それは日本の巨大独占資本の中核である経団連、日経連などによって支持され、激励されている。一月一日付の「日経連タイムス」の主張には、専務理事の前田一氏が署名入りで発言し、「明治の先輩の精神的遺産」として「勤儉貯蓄」と「士魂能才」をあげ、日本人の「勤勉性」を「日本民族独特の特性」としてほめたたえ、「士魂商才の精神的交流」こそ「勞

使協調の真義」であるとして「明治百年」をたたえている。また、一月一日付の「日経連タイムス」は、「防衛意識の高揚をはかれ」という主張をかかげて佐藤首相と灘尾文相の発言をほめたたえ、自衛隊を「日陰者」にしておこな、防衛力強化のうえでは「何者の顔色を読むことも無用である」、「政府は決然としてたて」とも書いています。

すでに、日本の巨大独占資本の指導者たちは、しばしば「民族精神の高揚」、「国防教育の強化」を主張してきた。「日本が自国の防衛を他国に委ねて、ただ経済成長にのみ専念している現状」をはずかしく思い、「日本民族には憲法を改正して自国を自らの手で護る決意」が必要であり、「これ以外に独立国家としての誇りを持つことは不可能である」「貧しくとも多少の不自由は忍んでよい。いま一度、国民全体が大和民族としての自覚に徹して団結し、国家の発展に身を挺する決意はできないものだろうか」（関経連機関誌『経済人』六七年八月号・関経連副会長・川崎重工社長・砂野仁）。「一国はやはりその国土を守るだけの国民の連帯意識、少くとも祖国を愛する意識をもち、自分の国は自らで守るというくらいに気持がもうそろそろ国民の中に出てきてよい頃で、いつまでも人様の御厄介になっっているという訳のものではなからう」（産業教育中央会機関誌『産業と教育』・八幡製鉄副社長・藤井丙午）。

これらの発言の裏がわには、軍需生産の強化と経済の軍事化にたいするこれら巨大資本の黒い野望があることを私たちは注意深く読みとらなければならぬ。昭和四三年度予算では、第三次防衛計画を早期に達成し、第四次防衛計画を見越した「防衛計画」、つまり「兵器調達計画」をたて、近代兵器の国産化のテンポを早めようとしている。第三次防衛計画だけに計上された予算だけでも二兆三四〇〇億円という巨額なものであることはよく知られているとおりである。そこから強調されてくる「愛国心」や「民族の誇り」は、政府・自民党や独占的資本家たちの単純な思いつきや好戦的な右翼的な主張ではなく、経済の軍事化によるアジアの「死の商人」たらんとする黒

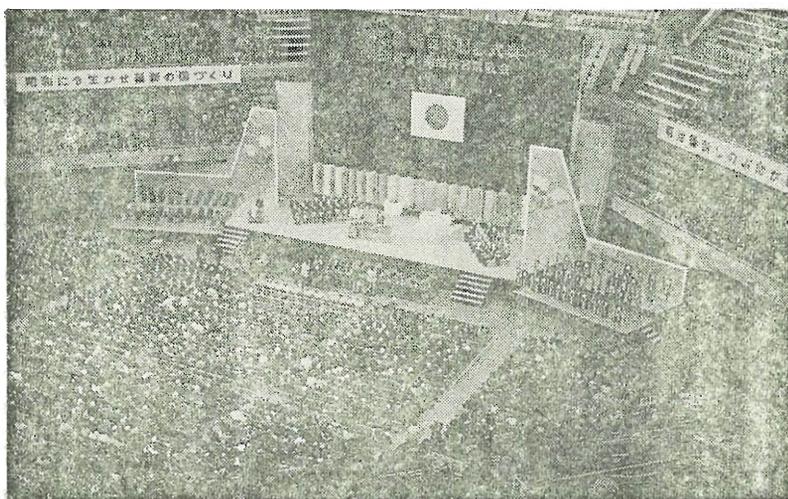
い野望がかくされているのである。

そうだから「再軍備するしないは別として、日本の防衛問題について国民がもっと真剣に考えるように仕向けることが大切だ」、「国民に防衛の危機感を訴えるべきだ、安定ムード、マイホームムードになれているが、これが安保体制のもとに守られていることを知らせる必要がある」といったいい方や、「防衛庁の仕事や自衛隊の仕事をやりに易くするために、政府の施策に活を入れ、国民にPRしていくべきだ」という主張も率直になされてくるのである。「愛国心」「国防意識」の強調を当面の教育政策の基本にすえ、教育施策を重視するという政府の方針は、以上のような与党の自民党はもとより、わが国の巨大資本の指導者たちにつよく要請され、支持され、激励を受けているものである。佐藤内閣の文教政策のことさらな高姿勢もそれによってうちだされてきているのだといえる。

### 3 「国防・国家意識教育」強化の背景——佐藤・ジョンソン会談をめぐって

以上のような政府・自民党による「国家意識の高揚」、「国防教育の強化」という教育の反動化と軍国主義化への歩みをさらに大きく一歩ふみださせたものは、一九六七年一月の佐藤・ジョンソン会談とその「日米共同声明」であった。

「日米共同声明」は、第一に、日米両国首脳が一九七〇年以後も日米安保条約とそれにもとづく日米軍事同盟を強化するという決意を表明している。そこでは、「中共が核兵器の開発を進めている事実注目しアジア諸国が中共からの脅威に影響されないような状況を作ること」で意見が一致し、「日本の安全と極東の平和及び安全の確保



明治百年記念式典（武道館）

のため、両国の間の「相互協力及び安全保障条約を堅持することが両国の基本政策であることを明らかにし」、そして「総理大臣は、日本がその能力に応じてアジアの平和と安定のため、積極的に貢献する用意があると述べ」、「大統領は、このような日本の努力は極めて貴重な貢献をなすであろうと述べた」。

「日米共同声明」は、第二に、沖繩に対するアメリカの軍事的支配の継続という方針を明らかにしている。ここでは、「総理大臣は、更に両国政府がここ両三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調した」が、「総理大臣と大統領は、これら諸島にある米国の軍事施設が、日本および極東の自由諸国の安全を保障するため重要な役割を果していることを認め」、「沖繩の地位について共同かつ継続的な検討を行うことに合意」している。

第三には、佐藤首相がアメリカのベトナム戦争を支持する立場を明確に再確認している。すなわち、「総理大臣は、紛争の正当かつ公正な解決を求めるといふ米国の立場に対する

支持を表明」し、また、「東南アジア訪問において、共產主義の干渉と侵略に対処するための自由世界の努力に対し、広範な支持のあることを見出した旨を述べ」、両者は、「南ベトナムの新しい政府が、安定した民主的諸制度と住民の社会的、経済的な向上に向けて前進を続けることが重要であることに合意した」（佐藤総理大臣とジョンソン大統領との間の共同声明・外務省訳）。

これを要するに、「アジアの防衛」なくして日本の安全はないのであって、「日米共同責任」の立場に立ち、安保条約を基礎として、「中共の核脅威にたいするアメリカの核のカサの下」で「日本がその能力に応じ」た積極的な貢献をしていくためにも、防衛力を増強しなければならぬということになる。そして、「国民が国土防衛に立上る決意をもてば、三年を待たずに沖繩は返ってくる」という首相の発言は、「戦争の放棄」と「戦力の不保持」という憲法九条をまったく捨てさって「防衛力の増強」を實行する上で必要な「自主防衛」の国民的合意を「両三年以内につくりあげる」というなみなみならぬ決意をしめたものと理解しないわけにはいかない。

佐藤首相は、「日本がその能力に応じてアジアの平和と安定のため、積極的に貢献する」ために「国民は自主防衛への気概」をもたなければならぬと強調し、その「国民的合意」を早急につくりあげるため、「国防教育」、「国家意識の教育」を強調するのである。「日米共同声明」に盛り込まれた軍事的、政治的、経済的な内容を、教育と国民の思想動員によってつくりあげるという至上課題が提出されているのである。

そのことは、第五八通常国会での佐藤首相の施政方針演説によっても明らかである。彼は、その基本政策として、「核時代におけるわが国の威信を高めること」として核政策の問題を第一にとりあげ、「国民の核アレルギーからの脱却」を強調し、一方で、いわゆる「南北問題」への参加の拡大強化を「先進国」の共同責任として強調した。

そして、国内政策では「国際経済環境のきびしさ」による「ひきしめ」を強調し、それらの内外政策を推進するにあたって「明治百年」を契機とする「民族の理想の達成」をうたい、これにそった教育政策の推進をその重点目標にかかげたのである。一言でいえば、「国防と国家意識教育の強化」を基本方針とする今日の教育の反動化・軍国主義化をおしすすめる政策は「日米共同声明」という盟約の具体化として進められようとしているのである。

#### 4 エスカレートされてきた教育の反動化・軍国主義化

ところで、「国防と国家意識教育」の強化は、まさに強化であって、今日、まったく新しくだされてきたものではない。よく知られているように教師と国民による戦後の平和と民主主義をめざす教育を一方で抑圧し、他方で教育の反動化・軍国主義化が朝鮮戦争、そして池田・ロバートソン会談を契機としてエスカレートされてきた。この点については後で詳述されるが、今日の佐藤首相や灘尾文相らによって強調される「国防と国家意識教育」の強化の意図するところを明確にするためにも、私たちはその教育の反動化と軍国主義化のエスカレーションのおもなふしづしをここで少しばかり辿ってみておくことは必要なことであると思う。

すでに一九五〇年九月、アメリカの朝鮮戦争開始の直後に来日した第二次アメリカ教育使節団はその報告書で、「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは日本の啓発された選挙民である」とのべて、日本の教育は、極東における反共戦争の「最大の武器」となる青年を育てなければならないことを強調した。アメリカの朝鮮戦争が日本を拠点基地としておしすすめられていたことをここであらためて思いおこしておかなければならない。翌五

一年五月にはリッジウェイ司令官の指令によって「占領政策是正」のための「政令改正諮問委員会」が設置され、その「教育制度に関する答申」は「国力と国情に適合」する教育制度の確立を主張し、学校制度、教育内容、教育行政制度の教育全般にわたる「改革」を提案し、教育政策の反動化の基本路線を提示した。この二つに代表されるアメリカと日本の支配者たちの日本の教育にたいする要請は「逆コース」と呼ばれ、戦後の平和と民主主義の教育を大きく転換させる根本的要請であった。

さらに一九五三年一〇月には、日本政府の特使池田勇人（当時の自由党政調会長）と米國務次官補ロバートソンの会談がもたれ、日本の防衛力の増強と再軍備促進が約束され、アメリカの極東軍事体制における日本の防衛力の増強とそのため自衛と愛国心教育の強化が合意された。この会談では、防衛力の増強と再軍備の促進の障害になっているものとして平和憲法と平和教育等が確認され、その克服のため、とくに「会談当事者は、日本国民の防衛に對する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが、もつとも重要であることに同意した。日本政府は、教育および広報によつて日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」（一〇月二五日・朝日新聞・傍点は引用者）と約束された。これは明白に、アメリカのアジア政策に即応する日本の再軍備と軍國主義復活をはかろうとする支配者たちの日本の教育にたいする基本的な「要請」であった。このことは今日まで引きつがれた基本政策になっているわけであるが、こうしてその実現のため、平和教育を偏向教育とする弾圧が開始され、教師の市民的権利を大きく制限した五四年の「教育二法」が制定される。教育の官僚統制に大きく道をひらいた五六年の「任命制教委法」と、これにもとづく、学校管理規則制定等によつて管理体制の強化がすすめられる。さらに、勤評の強行による教育現場と教師の直接的な権力支配と教師の団結破

壊や、国家の定めた道徳基準をおしつける道徳の特設、学習指導要領の改定とその国家基準性の強化、全国一斉学力テストの強行、池田首相の「国づくり」「人づくり」政策など一連の反動文教政策がすすめられていった。

この池田首相の国づくり、人づくり政策がうちだされた同じ年の六二年に文部省にたいする防衛庁の国防教育強化を要求した「学校教育に関する要望書」が出されたこと、そして一九六四年には防衛庁による国防会議議員懇談会への報告などで、「国民に正しい愛国心を説いて国民的自覚をうながし、国の防衛の必要を教える」、「国の防衛について積極的関心を助長するような、教科内容の早急な実現」、「学校教育を通じて青少年に対し、〃国家〃〃民族〃〃祖国愛〃について基本的認識を与えるなど、国防意識の高揚をはかる」必要が強調されたこと、それから、これらにも即応して、政府・文部省の要求する人づくりの青写真として「期待される人間像」が発表され、いよいよ、教育の反動化と軍国主義化に拍車をかけてきたこともよく知られていることである。

##### 5 平和と民主主義教育をめざす教師と国民

さきにもべたように、「日米共同声明」は日米安保条約を基礎とし、アメリカの核のカサの下で、日本が「その能力に応じ」て「アジアの平和と安定」のために積極的に貢献していくことを約束したものだ。そして、その盟約の具体化として「国防と国家意識教育の強化」を基本方針とする教育政策が展開される。「国家にたいする理解と愛情」の強調、「明治百年」を悪用しての「愛国心教育」と「民族精神高揚」の大キャンペーンは、教育と思想の面で国民を日本の軍国主義復活のためにかかえこみ、それに大動員することをめざしている。

しかしながら、今日の日本は、戦後の情勢の根本的变化によって、一方では社会主義国を除けばアジアでは最大の軍事力をもちながら、他方ではアメリカのベトナム戦争の直接の参戦国になれないという事態に象徴される、平和と民主主義を守る自覚した労働者、国民の大きな結集がある。そして、「教え子をふたたび戦場に送るな」というスローガンのもとに結集してたたかってきた日教組六〇万の教師たちは、教育の国家統制と軍国主義化の 에스カレーションにたいして何よりも敏感に頑強にたたかい、それを労働者や農民、青年や婦人、平和と民主主義を愛する多くの国民のたたかいに広げてきている。

そして今日、戦後の日本は、戦前の絶対主義的天皇制とちがって民主主義が確立され、平和主義、民主主義、基本的人権を保障した憲法をもっている。労働組合に組織された七〇〇万の労働者をはじめ、平和と民主主義を守るためにたたかっている皆さんの民主的な団体や集団がある。そして、一方では、国民総生産は世界第三位という高度経済成長をとげながら、国民ひとりあたり所得は世界第二位という数字に高められるように、国民は依然として低賃金と低生活水準におかれ、しかもこのように一億の人口をもち、高度に発達した工業国、資本主義国でありながら、アメリカ軍の基地があり、政治、経済、軍事、外交などの面でアメリカの世界政策、アジア政策に従属させられている、という問題をかかえている。

このような事情から、今日における教育の反動化と軍国主義化は、現象としてみるならば、戦前のような現われ方を必ずしもとらない。必ずしもとらないだけではなく、それは異なった現われ方を多くの場合とってくる。しかも、個々の政策や思想については、きわめて複雑な形をとり、「平和」、「民主主義」、「個人の尊厳」、「自発性・創造性」、「科学」等々が語られ、それは「近代的」な現われ方をもって、きまこまかにすすめられる。したがって、

もし、戦前の軍国主義教育の現象から經驗的に今日のそれをみたり、あるいは個々の政策や思想の面での複雑な現われを、全体として構造的、本質的につかまずに、部分や側面だけで理解しようとするならば、佐藤政府が今日、ことのほか重視してきている「国防意識、国家意識高揚の教育」にあらわされる教育政策の基本的な性質をみあやまることがなる。そしてこれは後に述べる（第四章）テスト教育と高校教育の「多様化」などに象徴される産業界——巨大独占資本の要求する安上り労働力育成のための差別と選別教育がかたく結びついてすすめられてきている。そして、今日の教育をめぐる支配層と国民の主要な対決点である教育の国家統制と反動化・軍国主義化の本質を不明確なものにするだけでなく、それに反対してたたかい、それを克服する国民大衆の統一した力の大きな結果をかちとることを弱めることにもなる。

教育の国家統制と反動化・軍国主義化に反対するたたかひの中心は、戦後一貫して誇りと責任をもって貫ぬいてきた「反戦・平和と民主教育」を守ってたたかってきた日教組、日高教などに結集する教師たちであることはまちがいない。しかし、このたたかひが、ただ、教師たちのうけおい、教師まかせになつてしまえば、たとえ教師とその団結体がどれだけがんばってもそれをおしとどめることはできないだろう。労働者や農民、青年や婦人、知識人など平和と民主主義を愛するすべての人びとが問題を正しくとらまへ立上り、それに反対する力を大きく結集していくならば、それをおしとどめることができるであろう。そしていまその結集と力は大きく強まってきているといえる。